

議案第 12 号

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の制定について

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規を別紙のとおり制定する。

令和 4年 9月 1日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の制定について

1. 制定理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、物価の高騰の影響を受け、食材費及び光熱水費並びに感染防止対策等に要する経費が増加していること等の経済的な追加負担が生じている注文弁当販売事業者を支援すること、注文弁当販売事業が継続されること、及び当該事業者を利用する生徒の保護者の経済的負担の増大を抑止することを目的として、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金の交付等について必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

補助金の交付対象、交付対象となる事業、補助金の額、交付申請手続等について定める。

3. 施行期日

令和4年9月1日から適用する。

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規

(趣旨)

第1条 この内規は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、物価の高騰の影響を受け、食材費及び光熱水費並びに感染防止対策等に要する経費が増加していることにより、次条第1項に規定する注文弁当販売事業（以下この条において「注文弁当販売事業」という。）において経済的な追加負担が生じていることに鑑み、注文弁当販売事業を利用する生徒の保護者の負担の増大を抑止し、注文弁当販売事業が継続して行われることを目的として、注文弁当販売事業に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、名張市立中学校に在学する生徒の昼食として、当該年度に実施する、弁当を販売する事業（次の各号のいずれにも該当するものとして教育委員会が認めるものに限る。以下「注文弁当販売事業」という。）とする。

- (1) 補助金の交付を受けた日の属する年度（以下「当該年度」という。）において、弁当の代金の増額をしていないこと。
 - (2) 当該年度において、弁当の栄養バランス、量等の品質を従前のおり確保していること。
- 2 補助金の交付の対象となる経費は、注文弁当販売事業に要する経費とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（第5条において「交付対象者」という。）は、注文弁当販売事業を行う事業者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、50円に、当該年度内に注文弁当販売事業により販売した弁当の数を乗じて得た額（当該額が、第2条第2項に規定する経費の額から注文弁当販売事業の実施により得た収入（補助金によるものを除く。）の額を減じて得た額を超える場合にあつては、当該額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出することにより、申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することを決定したときは、名張市立中学校における注文弁当

販売事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知をするものとする。

（完了実績報告）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（第9条第1項において「交付決定者」という。）は、当該交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出することにより、完了の報告をしなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金の額の確定通知書（様式第4号）により、その旨を当該報告を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第9条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金精算払請求書（様式第5号）を提出することにより、市長に補助金の交付を請求するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めたときは、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金概算払請求書（様式第6号）により、概算払請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、概算払請求による補助金の交付の後、第8条の規定によって確定した補助金の額に過払が生じたとき、規則第20条第1項の規定による交付決定の取消しを行ったとき、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金を返還させることができる。

2 前項の規定による補助金の返還を求められた者は、市長が定める期日までに、当該補助金を市長に返還しなければならない。

（その他）

第11条 この内規に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年9月1日から適用する。

年 月 日

名張市長 宛て

事業者名

所在地

代表者氏名

印

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付申請書

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金の交付を受けたいので、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年 月 日制定）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付を受けるに当たり、注文弁当販売事業補助金交付内規及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）に定める事項に同意し、及び遵守することを誓約します。

記

1. 補助金の交付申請額

円

50円に、当該年度内に注文弁当販売事業により販売した弁当の数を乗じて得た額（当該額が、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規第2条第2項に規定する経費の額から注文弁当販売事業の実施により得た収入（この補助金によるものを除く。）の額を減じて得た額を超える場合にあっては、当該額）

2. 添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書

様式第2号（第6条関係）

名張市指令第 号
年 月 日

事業者名

所在地

代表者氏名

様

名張市長

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金については、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年 月 日制定）第6条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1. 補助金額

_____円

2. 交付の条件

補助金の交付対象者は、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）に定める事項を遵守するほか、本市の職員から指示があったときはそれに従うこと。

様式第3号（第7条関係）

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金実績報告書

年 月 日

名張市長 宛て

事業者名

所在地

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金に係る事業を完了したので、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年 月 日制定）第7条の規定により、その実績を報告します。

記

1. 補助事業等の名称：名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金

2. 完了年月日： 年 月 日

3. 添付書類（実施を証する資料）

- ・事業の実施概要が分かる書類
- ・収支精算書
- ・その他収支の明細が分かるもの

様式第4号（第8条関係）

名張市指令第 号
年 月 日

事業者名

所在地

代表者氏名

様

名張市長

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金については、下記のとおり額を確定したので、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年 月 日制定）第8条の規定により通知します。

記

補助金確定金額 _____ 円

様式第5号（第9条関係）

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金精算払請求書

年 月 日

名張市長

宛て

事業者名

所在地

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知のあった名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金について、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年 月 日制定）第9条第1項本文の規定により、下記のとおり精算払によって交付されたく請求します。

記

請求金額 _____ 円

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金の交付については、次の口座にお振り込みください。

補 助 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）							口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）							番号（右づめで記入）						
						※								
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住所													
	(〒 -)										都 道 市 区 府 県 町 村			

様式第6号（第9条関係）

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金概算払請求書

年 月 日

名張市長 宛て

事業者名

所在地

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金について、名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規（令和4年 月 日制定）第9条第1項ただし書の規定により、下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

請求金額 _____ 円

名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金の交付については、次の口座にお振り込みください。

補助金	金融機関《ゆうちょ銀行以外》											
	金融機関名									支店名		
振込	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金											
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）					
口座	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知											
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》											
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）					
口座名義	※											
	フリガナ											
	口座名義											
住所	(〒) 都 道 市 区											
	府 県 町 村											